

8 豊交交第 1 - 2 号
令和 8 年 4 月 1 日

豊前市監査委員 林 田 冷 子 様
豊前市監査委員 内 丸 伸 一 様

豊前市長 西 元 健
(交通政策室)

定期監査等の結果について(回答)

令和 8 年 3 月に実施されました定期監査等においてご指摘いただきました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

1. バスの使用料について

豊前市バスの使用料については、「豊前市バス事業の設置等に関する条例」に基づき定められているが、長期間にわたり使用料の見直しが行われていない。近年の急激な燃料費及び人件費の高騰等を踏まえると、使用料改定の検討が必要であると考えられる。

また、バス事業には一般会計から多額の繰入金が充当されており、今後もその増加が見込まれていることから、費用負担の在り方について見直しを行うことが求められる。

一方で、バスは市民にとって重要な移動手段であり、路線の廃止や急激な使用料の引上げは、利用者の生活に大きな影響を及ぼす恐れがある。

持続可能で安定した事業運営を行なうため、使用料について定期的に検討を行う場を設けることが望ましい。

【措置内容】

市バスの使用料については、長期間にわたり見直しが行われておらず、一般会計からの多額の繰入金で充当されていることから、持続可能で安定した公共交通を実施していくために、費用負担の在り方については定期的に検討を行う場を設けます。

2. バス停用地の賃貸借契約について

市内数か所の土地をバス停用地として借り上げており、毎年度、土地使用賃貸借契約を締結しているところである。

これらの契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約に該当するものと考えられるため、当初予算が成立しない場合には契約を解除する旨の条項を設けるなど、同条の要件を満たしたうえで長期継続契約として締結することが可能である。

また、土地の賃貸借契約は、契約金額が1万円以上の場合、収入印紙の貼付が必要となることから、契約手続の適正化を図るため、あわせて見直しを講じられたい。

【措置内容】

バス停用地の賃貸借契約については、令和8年度より長期継続契約とし、当初予算が成立しない場合には契約を解除する旨の条項を設けて締結を行います。